

国民健康保険税の納付時期です



☎ 税務課 82・2070 (市民税係) 市民課 82・6690 (国保年金係)

必要なときに 必要なひとが 医療を受けられるように。

◎ 教えて！国保税

納税義務者は「世帯主」です

国民健康保険(以下国保)は、病気やけがのときに安心して医療を受けられるように、加入者のみなさんが国保税を出し合い、お互いに助け合う医療保険制度です。

現在、市民の約20%が国保に加入しています。主な財源は加入者のみなさんからの国保税のほか、国・県・市の負担金などです。

近年、1人当たりの医療費が年々増加しており、厳しい財政状況が続いています。そのため、令和2年度の国保税を増額せざるを得ない状況です。

市は国の財政支援や国民健康保険財政調整基金などの財源を有効に活用し、国保税の大幅な引き上げを抑制していますが、国保税の納付について、今後みなさんのご理解とご協力をお願いします。

被保険者が個別に納めるのではなく、世帯分をまとめて世帯主が納めます。世帯主が国保に未加入でも、家族に1人でも国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

所得が一定基準以下の場合、国保税が減額されます

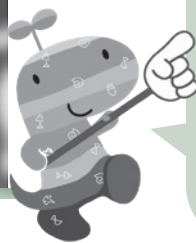
前年度の合計所得金額が一定基準以下の場合、平等割額と均等割額が減額(7割・5割・2割)されます。
※所得申告をされていない場合は、減額されません。

令和元年度の 1人当たりの医療費	令和元年度に市の国保会計から 医療機関などに支払った医療費
43 万 2 千円	48 億 5,102 万円

(平成30年度比 3.5%増)

● 国保財政の健全化のためにできること

- ①日頃から健康の維持・増進をこころがけ、年に1度は健診を受けましょう！
- ②上手に医療を受けましょう
- ③ジェネリック医薬品を有効に活用しましょう



市では、特定健康診査・特定保健指導の実施や人間ドック受診料の助成など、病気を予防・早期発見し、重症化を抑える健康づくりを進めています。
みなさんが健康であることが、国保財政の健全化にとって、とても重要なことなのです。

* 令和2年度の税率 *

項 目	課税の基礎	税 率		
		医療給付費分	後期高齢者等支援金分	介護納付金分
所得割	所得に応じて計算 〔前年の総所得金額等－基礎控除(33万円)〕×税率	8.5%	2.55%	2.75%
均等割	加入者数に応じて計算 加入者数×税額	27,100円	8,100円	11,800円
平等割	1世帯あたり	20,600円	6,200円	6,100円
課 税 限 度 額		630,000円	190,000円	170,000円

◎軽減

会社の倒産・解雇などにより離職し、雇用保険の受給資格がある人が国保に加入した場合は、国保税が軽減されます。※軽減を受けるためには、申請が必要です。

■対象者／次の①・②のいずれにも該当する人

- ①雇用保険受給資格者証の「離職理由」が解雇・雇い止めなどの理由に該当している
 - ②失業時点で65歳未満である
- 軽減額／失業した人の前年度所得のうち給与所得を100分の30とみなして計算します。
- 軽減期間／離職日の翌日～翌年度末

◎猶予

新型コロナウイルスの影響で国保税の支払いが難しい場合、納付の猶予ができます。

■対象者／新型コロナウイルスの影響により、令和2年2

月以降の収入が前年同期に比べて20%以上減少している人

■対象となる国保税／令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来するもの

■申請期限／6月30日（火）または納期限のいずれか遅い日 ※申請には期限があります。希望者は早めに税務課へ相談してください。

◎便利

口座振替が便利です

金融機関などの指定口座から、納期ごとに自動振替する方法です。安全で納め忘れもなく、納期ごとに金融機関に出向く手間が省けます。

コンビニエンスストアで24時間いつでも納付できます

- 次の3つの条件がそろった納付書であれば、コンビニで納付できます。
- ①読み取り用バーコードが印字されている
 - ②金額が30万円以内
 - ③コンビニでの利用期限内

クレジット納付できます

パソコン・スマートフォンなどを使って、クレジットカードによる納付ができます。

■利用方法／「丹波市税納付サイト」にアクセスし、納付書に記載されている納付番号・確認番号・クレジットカード情報を入力して納付する。

※納付番号・確認番号の記載がない納税通知書は利用できません。納付金額によって、利用料が別途必要です。

丹波市税納付サイト



スマートフォンアプリ決済での納付も可能になりました

納税通知書に記載のバーコードを読み取るだけで納付ができます。

■対応アプリ／LINE Pay、楽天銀行アプリ、PayPay、Pay B、au PAY

納付書を1年間分まとめて送付しています

1年間分（全10期）の納付書をまとめて送付しています。大切に保管し、順番を間違えないように納めてください。

国保税が年金から徴収されます

65～74歳までの世帯主で、次の①～④のすべてに当てはまる人は、年金からの引落としの特別徴収となります。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者
 - ②世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満
 - ③特別徴収の対象となる年金額が年額18万円以上であり、国保税と世帯主の介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない
 - ④世帯主が75歳到達年度ではない
- ※上記の条件に当てはまらない人は、従来と同様の口座振替または直接納付となります。
- ※特別徴収の人も申請により口座振替に変更できる場合があります。

市民税・県民税（普通徴収）および国民健康保険税の1期の納期は
6月30日（火）です